

徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和3年11月30日(火) 開会 午後 3時30分 閉会 午後 4時30分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長職務代理 岸本 昇
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 井川 洋二 2番委員 岸本 昇 3番委員 天羽 俊文 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 原田 和彦 8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 10番委員 佐々木永薫 11番委員 板東美佐緒 12番委員 品山 昌美 13番委員 植田美恵子 14番委員 廣瀬 長市 15番委員 細川 勝義 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良昭 18番委員 政岡 茂 19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>3番委員 佐野 泰弘 4番委員 宮本 隆美 5番委員 谷野 勝 6番委員 桑野 欣伸 9番委員 増井 孝重 10番委員 安瀬 和子 12番委員 森 政雄 15番委員 笹田 孝 17番委員 多田 孝 18番委員 朝田 三郎</p>
5 欠席者	<p><農業委員></p> <p>なし</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>なし</p>
6 欠員	なし
7 議事	<p>(農地関係議案)</p> <p>付議案件</p> <p>第1号議案 保留案件の審議について 第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第4号議案 非農地証明願の審議について 第5号議案 非農地通知の審議について 第6号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について 第7号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について 第8号議案 農用地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項</p> <p>(1)農地関係</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第4条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について 3. 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出について 4. 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 5. 農地法第18条第6項の処理について 6. 地目変更登記に係る照会に対する回答について 7. 農地法第3条の許可の取消について

	8. 農地法第3条の許可の訂正について 9. 農地転用許可後の工事進捗状況報告について (2)農政関係 1. 令和4年度に向けた農業施策等の市長提言に対する回答について
--	---

(開会 午後3時30分)

事務局 それでは、総会を始めさせていただきます。本日の議長は会長職務代理者の岸本委員が務めることとなっております。進行をよろしくお願いいたします。

議長 ただ今から、令和3年11月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名、全員が出席しており、会議が成立しております。

はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号19番 市岡沙織委員と、議席番号10番 佐々木永薫委員の両名を指名します。よろしくお願いいたします。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いいたします。

では、第1号議案、保留案件についての審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第1号議案、保留案件の審議について御説明します。議案書1ページを御覧ください。

1番は、所有権を移転し、認定こども園用地に転用するものです。この案件は、10月の地区審査で、営農への影響が懸念されるため、11月中旬の住民説明会で説明を受けてから審議すべきとして、保留となっていました。なお、予定されていた住民説明会は12月に延期したため、転用者側から地元委員に、個別に説明がありました。

第1号議案は以上1件で、田のみ1,391㎡です。転用目的の内訳は、その他施設用地1,391㎡です。以上、御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、転用者から直接説明があったということですので、まず、実際に出席した委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、南井上地区の鎌田委員さん、御心証などはいかがでしたでしょうか。

鎌田委員 1番案件について、今月4日に転用者から説明を受けましたので報告します。参加者は多田推進委員と私の委員2名、転用者側2名、徳島市子ども未来部 副部長、事務局2名です。

先月の地区審査の際に懸念しておりました、認定こども園建設による周辺の営農への影響について、説明を受けました。まず、周辺の道路幅については、北側道路が4m道路として拡幅予定であること、東側については敷地側に1.5mの通路を設けること、さらに、送迎ルートを南から北への一方通行とすることで、混雑を避ける計画であるとのことでした。また耕作における音や消毒の問題については、建物を敷地中央に配置して、周囲に通路を設けたり、防音パネルを設置するとのことであり、いす

れも十分に配慮されていると思われま。以上のことから、南井上地区の委員は一致して、許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願ひします。

議長 説明を受けた委員からの意見は以上ですが、その他、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第1号議案の保留案件の審議は、本案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第1号議案については本案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書2ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられま。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小のための売買で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後117aに至り、譲受人は対象地において、果樹の栽培を行うとのこと。

2番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後86aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのこと。

3番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への部分贈与で、農地3筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後39aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのこと。

4番、5番案件は、譲受人が同じなのでまとめて説明させていただきます。4番、5番案件ともに別世帯の後継者への部分贈与で、それぞれ農地1筆ずつの所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後30aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのこと。

6番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人は農地所有適格法人の要件を満たしており、耕作面積は許可後94aに至り、対象地において、野菜の栽培を行うとのこと。

7番は、譲渡人から譲受人へ、療養・その他生活資金のための売買で、農地5筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後56aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのこと。

8番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の後継者への部分贈与で、農地1筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後87aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのこと。

9番、10番案件は譲受人が同じなのでまとめて説明させていただきます。9番は労力不足による経営縮小のための売買で、農地3筆の所有権を移転するものです。

10番は、相手方の要望により、農地1筆に許可日から5年間使用貸借権を設定する

ものです。譲受人の耕作面積は許可後56aに至り、譲受人は対象地において、野菜の栽培を行うとのことです。なお、本案件につきましては、新規就農面談を実施しました。

11番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地2筆の所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後45aに至り、譲受人は対象地において、飼料用の牧草の栽培を行うとのことです。

第2号議案は以上11件で、対象地は、田12,971㎡、畑6,127㎡、計19,098㎡です。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局からの説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、9番と10番案件の新規就農面談に参加していただいた、北井上地区の政岡委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

政岡委員 11月17日の午前10時半より、9番、10番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は朝田推進委員と、譲受人側2名、事務局2名と私の6名です。

譲受人は、9番案件で農地3筆の所有権を移転し、10番案件で兄から農地1筆を使用貸借しようとするもので、合計5,675㎡の農地で耕作することを計画しています。対象地ではほうれん草や枝豆などの野菜を季節ごとに栽培していく予定です。譲受人は20代のころから農業の経験があり、耕作に必要な機械も自身で保有しています。主に妻と2人で耕作しますが、繁忙期には子ども2人も手伝ってくれるそうです。結論として、今回の3条許可については、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地区就農面談に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第2号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第2号議案については全案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議について、御説明します。議案書5ページを、御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、建築業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、使用貸借権を設定し、専用住宅に転用するものです。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、水道工事業を営んでおり、所有権を移転し、露天資材置場に転用するものです。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人

は、所有権を移転し、露天車両・重機置場及び資材置場に転用するものです。

5番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、使用貸借権を設定し、世帯分離住宅に転用するものです。

6番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、使用貸借権を設定し、農家住宅に転用するものです。

7番案件について、まず、議案書の記載に修正があります。申請人から、譲受人の住所に訂正がありましたので、修正した議案書の該当ページをお配りしております。そちらを御覧ください。

7番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。譲受人は、使用貸借権を設定し、専用住宅に転用するものです。この案件について、現地がすでに隣接する住宅の駐車場として使用されていたため、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

以上の案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、資材置場及び駐車場となっている案件については、太陽光設備認定をとっていないことを確認済みであり、転用規模が大規模である3番と4番案件については地区審査を実施しました。

第3号議案は、全7件で、地目は、田が1,902㎡、畑が2,303㎡で、合計4,205㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地1,514㎡、駐車場・資材置場2,691㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。それでは、3番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の天羽委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

天羽委員 今月16日に3番案件で地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、野口委員、佐野推進委員、宮本推進委員と私の委員4名、転用者側2名と事務局2名です。

申請地は、北山町船附にあり、2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転して、露天資材置場に転用するものです。造成については、現況の高さのままで碎石を敷いて、整地し、隣接する農地との間にはヒモコンを新設し、周囲に影響が出ないようにします。排水については、雨水のみで地下浸透とする計画で、地元の土地改良区から意見書及び地元協議会から排水同意書が提出されています。結論として、今回の転用許可申請について、被害防除措置に問題はなく、農地法上で許可相当となる条件を満たしているため、勝占地区の委員は一致して、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございました。続きまして4番案件の地区審査に参加していただいた、不動地区の久米委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

久米委員 今月17日の14時より、4番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、増井推進委員と私の委員2名、転用者側3名、事務局2名の7名です。

申請対象の農地は、徳島市不動本町一丁目にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転し、露天車両、重機及び資材置場に転用しようとするものです。造成については、道路高まで40cm

ほど盛土し、全体に碎石を敷きつめる計画です。排水については、雨水のみであり、地下浸透で処理するとのことで、地元土地改良区からの意見書及び排水同意書が提出されています。結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題なく、不動地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第3号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第3号議案については全案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、次の議案の審議に移ります。第4号議案、非農地証明願の審議について、を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、非農地証明願の審議について御説明いたします。議案書7ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に区分されます。対象地は、所有者が昭和56年に購入したが、この時から遊休農地で、周辺も宅地化された状態で、耕作は困難な状況であり、このため平成元年ごろに法人に土地を貸し、この際に事務所が建てられ、平成5年と平成18年に事務所並びに倉庫が増設され、現在も事務所として使用しています。1番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としましては、平成11年4月21日撮影の航空写真があり、また、非農地化していることを現地調査でも確認しております。

第4号議案は以上1件で、対象地は田376㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第4号議案の非農地証明願の審議については、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案については、本案件を非農地と承認することに決定いたしました。続きまして、次の議案の審議に移ります。

第5号議案 非農地通知の審議について、を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、非農地通知の審議について御説明いたします。議案書8ページを御覧ください。

1番は多家良地区で8月27日に実施した農地パトロールの際に状況を確認しております。

2番は上八万地区で10月6日に実施した農地パトロールの際に状況を確認しております。

3番・4番は入田地区で9月15日に実施した農地パトロールの際に状況を確認しております。

5番から11番は国府地区で9月30日に実施した農地パトロールの際に状況を確認しております。

全案件の対象地は、人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。また周辺は、山林が多く、非農地判定による周辺農地への被害発生のおそれは小さいと思われま

す。第5号議案は、以上11件で、対象地は田5,918㎡、畑399㎡、合計6,317㎡です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第5号議案の非農地通知の審議については、全案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案については、全案件を非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。

続きまして、次の議案の審議に移ります。第6号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について、を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第6号議案、相続税の納税猶予適格者証明願の審議について、御説明させていただきます。議案書12ページを御覧ください。今月の申請は1件です。対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。

1番案件の対象地は3筆、2,433.13㎡で、全ての土地で継続して耕作状態にあります。

第6号議案は以上1件で、対象地は田、1,977.13㎡、畑、456㎡、合計で2,433.13㎡となっています。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第6号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議については、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第6号議案については本案件を承認することに決定いたしました。それでは、次の議案の審議に移ります。

第7号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について、を開

始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第7号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について御説明します。議案書13ページを御覧ください。

1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

2番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

3番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

一部に猶予を受けた後に地目を農地から宅地へ変更した土地もございますが、正規に財務省の抵当権の設定が抹消されており、相続税猶予対象地には問題なく、その他の土地については、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

第7号議案は以上3件で、税務署あてに報告しようとするものです。対象地の面積は、田4,422㎡、畑1,994㎡、その他322.82㎡で、合計6,738.82㎡です。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第7号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第7号議案については全案件を承認することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。第8号議案、農用地利用集積計画の承認についての審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第8号議案、農用地利用集積計画の承認について御説明します。議案書15ページを御覧ください。全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件は全て満たしていると思われます。

今月は、新規設定が4件、再設定が15件で合計19件となっており、そのうち、賃貸借権が10件、使用貸借権が9件となっております。

設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から2番が多家良地区・2筆・2件、3番が勝占地区・1筆・1件、4番が上八万地区・2筆・1件、5番から7番が応神地区・5筆・3件、8番から13番が国府地区・8筆・6件、14番から17番が、南井上地区・6筆・4件、18番から19番が北井上地区・2筆・2件となっております。なお、4番案件について新規就農面談を行いました。

利用権設定については以上で、田・10筆・14,389㎡、畑・16筆26,854㎡の合計26筆・41,243㎡となります。

第8号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。

それでは、4番案件の新規就農面談に参加していただいた、上八万地区の安瀨委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

安瀨委員 11月15日の午後2時から4番案件の地区審査を実施いたしましたので報告します。参加者は川人会長と私の委員2名と、譲受人1名、事務局2名の5名です。

本案件は先月の議案でしたが、新規就農面談で、機械の保有状況や就農計画に問題が見受けられたため、保留とし、改善された就農計画が提出されましたので、今月御審議をお願いするものです。借受人はこの度申請地で、有機農法で、米や野菜の栽培を計画しております。借受人は離職に伴い、以前から関心のあった農業を始めるため、市民農園で、ほうれん草やレタスの栽培を行い、小松島のNPO法人で有機農法による、水稻や野菜の研修を受けました。研修により、一応の成果を得たため、自立できるのではとの自信を持ち、この度の申請に至ったものです。農機具に関しては、保有状態に問題はなく、NPO法人にも協力を依頼しながら、就農を続けていきたいとの意向です。結論として、今回の新規就農計画等に問題はなく、上八万地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地区就農面談に参加されました委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第8号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第8号議案については全案件を承認することに決定いたしました。引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。議案書19ページをお開きください。

1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。20ページにわたり5件受理しました。

21ページを御覧ください。2番は、農地法第4条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。1件交付しました。

22ページを御覧ください。3番は、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出についてです。6件受理しました。

23ページを御覧ください。4番は、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。25ページにわたり13件受理しました。

26ページを御覧ください。5番は、農地法第18条第6項の処理についてです。27ページにわたり4件受理しました。

28ページを御覧ください。6番は地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。2件回答しました。

29ページを御覧ください。7番は農地法第3条許可の取消についてです。1件取消しました。

30ページを御覧ください。8番は農地法第3条許可の訂正についてです。1件訂正しました。

31ページを御覧ください。9番は農地転用許可後の工事進捗状況報告についてで

す。33ページにわたり10件受理しました。報告事項については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。
御意見がないようですので、次の農政関係の報告事項へ進めます。8月の総会で審議していただきました「令和4年度に向けた農業施策等の市長提言」につきましては、9月の総会日に会長はじめ役員6名で提言書を市長にお渡しいたしました。
この件について、回答があったようでございますので、事務局より報告をお願いします。

事務局 【事務局から農政報告事項の説明（別紙）】

議長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問はございませんか。
それでは、引き続き、事務局より連絡事項がありますのでお願いします。

事務局 【事務局から農地の賃借及び売買希望リストの配付についての説明】

議長 連絡事項は以上ですが、何か御質問、御意見等はございませんか。
それでは、以上をもちまして、令和3年11月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。